

社会福祉法人大阪市障害者福祉・スポーツ協会
大阪府相談支援従事者研修 補講規程

当協会が実施する相談支援従事者研修において、研修科目の一部を遅刻・早退等により未受講となった場合、全研修科目の2分の1相当を上回り受講した者に対して、下記規定に従って未受講の科目について補講を行うことができる。

1. 遅刻・早退等について

各講義・演習科目につき10分以上の遅刻・早退・離席があった場合、当該講義・演習科目は未受講とする。

2. 補講にかかる科目数等の考え方について

各講義は原則1科目と数える。ただし、120分を超える講義については、2科目とする。演習については全日程を1単位とし、2日間で5科目、5日課程「演習のまとめ」は2科目として数える。

3. 補講手続きについて

やむを得ない事由により遅刻・早退等をした者で、全研修科目の2分の1相当を上回る科目を受講した者は、下記書類を申出期限内に提出することにより、補講の実施を求める事ができる。

① 提出書類

ア 補講申出書

イ 補講理由書（研修申込み時の推薦法人または事業所代表者によるもの）

ウ やむを得ない事由を証する第三者による証明書（必要に応じて補完）

② 申出期限 当該研修最終日から10日以内

4. 補講の方法について

① 講義科目の補講については、初任者研修、現任研修のいずれの科目についても、当該研修最終日から平成31年3月31日までの間に、当協会が指定する日時・場所において、視聴覚教材を用いて実施する。

② 演習科目は全日程を1単位として取り扱う。

演習2日間（5科目）及び「演習のまとめ」（2科目・5日課程のみ）のいずれか1日、または1科目でも欠席・遅刻等があった場合、演習全日程の補講が必要である。

③ 演習科目の補講については、当協会では年度内に実施できないため、補講対象者に対して修了状況証明書を交付することができる。

5. 補講の料金について

- ① 当協会所定の補講料を徴収する。
- ② 補講料金は、当協会が定めた期日までに指定の銀行口座へ振り込むこととする。
- ③ 補講料金は、理由のいかんにかかわらず返金いたしません。

6. 修了状況証明書の交付について

初任者研修、現任研修の各科目において、やむを得ず研修日程内の補講を受講できなかった者に対しては修了状況証明書を交付する。

受講者は来年度末日までに、大阪府下の指定研修事業者が実施する相談支援従事者研修において、この修了状況証明書を提出することにより、優先的に補講対象科目を受講することができる。

ただし、来年度に当該研修カリキュラムが変更された場合は、補講は認められず再度の受講となる。

附則 この規定は、平成30年10月24日から施行する。